

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

株式会社 CoAct

②施設・事業所情報

名称：静岡市立安東こども園	種別：こども園
代表者氏名：高須 史子	定員（利用人数）：255（136）名
所在地：静岡市葵区安東三丁目１１番１７号	
TEL：０５４－２４５－６２２７	ホームページ：www.city.shizuoka.lg.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成 27 年 4 月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市	
職員数	常 勤 職 員 非 常 勤 職 員 25 名 17 名
専門職員	保 育 教 諭 栄 養 士 31 名 1 名
	調 理 員 嘱 託 医 3 名 4 名
	事 務 1 名
施設・設備 の概要	（居室数）（設備等）給食室 プール 教材室
	保育室 1 4 休憩室 1 園長室 1 配膳室 汚物処理室 トイレ 7

③理念・基本方針

(1) 理念

- 1) 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施
- 2) 小学校就学前の子どもの保護者に対する子育て支援

(2) 基本方針

- 1) 教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します
- 2) 園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 幼保連携型認定こども園として、教育と保育の一体提供
- 2) 静岡市区拠点園として、教育保育の取り組みの発信
- 3) おしゃべりサロン等を実施し、地域の子育て支援の取り組み

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024 年 6 月 1 日（契約日） ～ 2025 年 2 月 28 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

【共通評価基準】

遵守すべき法令等を正しく理解するための取組において園長は遵守すべき法令等を十分に理解し、文書などでも責任を明文化している。利害関係者との取引においては静岡市準公金取り扱い基準にのっとり適切に処理しており、取引業者から納品された物を検品後、納品書、請求書をこども園課に提出し、適切に処理している。法令遵守に関する動画研修（育児休業やハラスメント他）も受講しており、その資料もすぐに確認できる場所に保管されて活用されている。動画研修について職員の受講も促されている。また、環境への配慮として資源ごみの分別や、水を大切にすることなど周知している。SDGsの取組みとしても残食を減らすことなど幅広い取組みを実施している。

地域との交流について地域との関わりや社会資源の活用について、全体的に適切な取り組みが行われている。地域との関わり方に関しては、基本的な考え方が文書化され、計画として示されており、方針が明確である。社会資源の情報提供では、外部パンフレットの配布や設置、園内のおしゃべりサロンを活用した発信が行われており、保護者が必要な情報を得やすい環境が整っている。地域行事や活動への参加については、支援が必要な児童に対し、支援員が派遣される体制が確立されている。また、職員やボランティアの支援体制も整っており、適切に機能している。さらに、敬老会や神社の祭り、地域の小中学校、商店、児童館などと定期的に交流が行われており、地域との関係が継続的に築かれている。個々の子どもや保護者のニーズに応じた社会資源の活用についても、保健センターの専門職による健康情報の提供や、児童発達支援施設、町内会の催し物の活用が進められている。情報の掲示や配布を積極的に行い、保護者がアクセスしやすい環境が整備されている。

【内容評価基準】

こどもの健康管理について静岡市こども園事故防止マニュアルをもとに園児の健康状態を把握し、健康管理に関するマニュアル、健康指導計画に沿って対応している。入園時に児童票、保険調査票に発育について、かかりつけ医、既往症、予防接種状況を記入してもらい、子どもの健康に関する情報を得ている。定期的に予防接種の状況等、新しい情報を追記するようにしている。子どもの体調悪化、すべての怪我（大小関わらず）について、保護者に伝え、経過観察が必要な怪我については事後確認もしている。怪我の場合には事故報告書を作成し、原因、今後の対応について職員間で話し合いをするようにしている。乳幼児突然死症候群に関する資料を家庭、職員に配布し周知をしている。乳児の睡眠時にはベビーマットを使用したり、睡眠チェック表をつけ、事故が起きないようにしている。

食事を楽しむ工夫について、毎月「食育の日」を設定し、食に関する指導計画を作成している。毎月、絵本をテーマにした絵本給食を実施。調理員がクラスへ給食巡回をし、

子どもが楽しく食事ができるよう工夫をしている。食に関する興味や関心が広がるように野菜の栽培やクッキング、地域の人材を活かした食育活動（お米屋さんにお米の話しをしてもらう等）を行い、その様子を食育だより、園だよりなどで各家庭に伝えている。食育の活動については毎月玄関に掲示している。毎日、給食メニューを玄関に展示し、家族に伝えている。子どもたちが使う食器については陶器の物を使用し、子どもの体形に合わせたテーブルを使い、各教室ごと安全で落ち着いた雰囲気の中で食事が行えるようにしている。子どもが自分で食べられる量を職員に伝える事で「全部食べる事が出来た」という事を得られるようにしている。また、野菜栽培をする事で「自ら食べてみたくなる」食への興味・関心が持てるような食育活動をしている。

◇改善を求められる点

事業経営を取り巻く環境等の把握・分析について社会福祉事業全体の動向について部分的には実施している。子ども園の動向についても園長会義では一部実施。その他、全体的な動向については把握できる機会が少ない。地域の各種福祉計画の策定動向についても同様に把握や分析が不十分。子どもの数、利用者像などの保育ニーズ等については毎月担当課から待機児童一覧が来ておりニーズを把握している。加えて未就園の数の把握や転園や特別支援の人数など都度情報を把握している。定期的に保育のコスト分析はしていないが、保育の利用者の推移など月ごと、前年度などの分析をしている。

中長期計画について次年度の教育・保育の考え方～第4次静岡市総合計画にて目標が確認できたが園の中期計画としては不十分。

公設の子ども園ということで園自体が取り組む部分には制限はあるが、上記の点を今後改善が求められる点とした。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者評価を受審し、事業計画の策定について、公立こども園としての課題を明確に感じた。人事異動があり数年で職員が異動する体制の中では、中長期ビジョンへの意識がもちにくく、単年度計画になりがちである。しかし、職員は異動しても園は地域にずっと存在していく。そのことを考えた時、地域の実態に目を向け、中長期ビジョンを策定していくことは、地域に根ざした園となるためには必要であると感じた
- ・保護者や職員アンケートの結果は、年度末の園評価アンケートとほぼ一致していたが、意見については、外部アンケートということで一歩踏み込んだ意見が記載されており、特に特別支援教育については、園内でも保護者の思いを共有し、保育者の専門性を高めていきたい
- ・今回の第三者評価結果より、本園の特色とよさや、職員の努力について価値づけいただき励まされた。課題については職員と共有し、今後の方向性を考えていきたい

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 静岡市第4次総合計画・第3期静岡市教育振興計画に基づき、静岡市子ども未来局こども園課が静岡市立こども園の理念・基本方針を掲げ重要事項説明書に記載。理念・基本方針を踏まえた目標が要覧やランドデザインに記載されている。また目指す子どもたちの姿の記載もあり静岡市教員育成指標に記載されておりわかりやすくなっている。職員への周知について4月1日の職員会議にてランドデザイン、要覧、園評価（昨年度）を共有している。保護者への周知についても4月に全保護者参加の教育保育説明会にて育成目標、卒園目標などで説明している。継続的な取組として園内研修でランドデザインを繰り返し確認、中間評価の中で園長が理解の確認を行ったが低かったため、毎回の研修の度に重点目標の確認を実施したことで重点目標の周知率が80%となるなど継続的な取組みを実施している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
＜コメント＞ 社会福祉事業全体の動向についてこども家庭庁の政策についての動向や内容把握等をおこなうなど部分的には実施している。子ども園の動向についても園長会義では一部実施。その他、全体的な動向については把握できる機会が少ない。地域の各種福祉計画の策定動向についても同様で把握や分析が不十分。子どもの数、利用者像などの保育ニーズ等については毎月担当課から待機児童一覧が来ておりニーズを把握している。加えて未就園の数の把握や転園や特別支援の人数など都度情報を把握している。定期的に保育のコスト分析はしていないが、保育の利用者の推移など月ごと、前年度などの分析をしている。		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
＜コメント＞ 経営環境や保育の内容など現状分析について園評価書にて各領域の評価がされ課題についても確認されている。人材育成について個別評価は実施しているが課題の分析はされていない。また、公設の事業所ということもあり、事業所単独で財務体勢の分析等はされていない。また公設の事業所ということで該当する役員等はいないが所管課への共有はされている。経営状況や改善すべき課題について全体的な計画にも一部記載され正規職員、会計年度フルタイムには配布しその他は回覧することで周知を図っている。園評価は会議等で報告とともに全員に配布することで周知している。経営課題の解決や改善に向けて具体的な取組については園評価にて改善策記載され実施が確認された。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
＜コメント＞ 次年度の教育・保育の考え方～第4次静岡市総合計画にて目標が確認できたが園の中期計画としては不十分。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
＜コメント＞ 単年度計画として全体的計画は確認できた。中長期計画自体が不十分だがその内容が単年度計画には反映されている。全体的な計画は目標や具体策が数値設定とともに記載されており実行可能な内容となっている。また年齢ごとの保育内容や小学校や地域との連携など様々な内容が記載されている。行事計画以外にも研修計画や非常災害計画など様々な内容が具体的に記載されている。数値目標として全体的な計画内の園評価書にて評価指標が具体的に記載されており、実施状況の評価を行える内容となっている。単年度計画はしっかりと作成されているが、中・長期計画が無いため、C評価。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業計画の策定について新年度対策として1月に会議を実施、分掌ごとの担当職員で評価を実施して次年度の計画に反映されている。各分掌、学年会議において職員の意見を集約し計画を策定するなど職員の意見の集約、反映もされている。計画期間中の評価について分掌部ごとに毎年10月に中間、1月に年度末の評価を実施している。評価結果に基づいてと見直しを実施しており、事業計画は会議と配布により周知されている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 事業計画に主な内容の保護者への周知について、保育説明会にて育成目標、卒園目標、重点目標について説明されてる。入園式と始業式に年間行事予定と園便りにて全体的な計画の一部を共有している。その他グランドデザインに掲示し配布している。事業計画の中で必要な情報を抜粋して保護者への説明について保育説明会での説明や便り記載して説明している。資料については写真や絵を入れて、場合によってはA3の大きい資料を使って説明するなど、保護者が理解しやすいように工夫している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> 保育の質の向上に向けた取組について、園評価や遊び改善構想などで手順が整理されており、保育計画に合わせて期ごとに評価して課題の洗い出し、改善点の整理、必要な場合は見直しを実施している。また職員それぞれに自己評価を実施する機会を年1回設けており同じく見直しにつなげている。第3者評価はこれまで実施しておらず今回が初めてとなる。評価した情報については職員会議等により振り返り、必要に応じて改善の検討をしている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 評価結果の分析や課題についての文書について、評価結果の分析やそれによって把握された課題については全体的な計画に記載されており、園評価とともに職員へ周知されている。評価結果から明確になった課題については、各学年の担当が昨年度の教育課程を確認し改善部分を赤字で記入、副園長や園長が最終確認して反映させるなど職員の参画についても資料にて確認できた。改善を踏まえた実施状況を分掌ごとに評価して必要に応じて見直しをしている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> 園長はグランドデザインを作成し、方針と取組について明確にしている。それらを要覧や全体的な計画に掲載。その他、毎月の園便りに園長自らの方針や想いを記載して配布し周知している。自らの役割と責任について、職員については全体的な計画や職務分掌にて周知しているが、保護者への周知は不十分。園長不在時の権限委任については、行方不明者が出た場合に対応、災害時の対応については記載されているが、様々な立場や勤務の職員がおり全員への周知という点では不十分。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は遵守すべき法令等を十分に理解し、文書などでも責任を明文化している。利害関係者との取引においては静岡市準公金取り扱い基準にのっとり適切に処理しており、取引業者から納品された物を検品後、納品書、請求書をこども園課に提出し、適切に処理している。法令遵守に関する動画研修（育児休業やハラスメント他）も受講しており、その資料もすぐに確認できる場所に保管されて活用されている。動画研修について職員の受講も促されている。また、環境への配慮として資源ごみの分別や、水を大切にすることなど周知している。SDGsの取組みとしても残食を減らすことなど幅広い取組みを実施している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 園評価において園長として必要な評価を実施し課題確認と改善案の記載している。また、毎日の日誌を確認して適宜コメントを残している。評価は実施しているがそれぞれの分析までは確認ができなかった。園評価を継続して実施しており、公開保育の事後研修の際にもアドバイスをうなうなど改善のための具体的な取組みを明示している。保育の質の向上について組織内に分掌担当を設置しており、公開保育やこれまでの課題など含めて整理されたものを園長が確認しアドバイスをする体制がある。分掌担当による定期的な評価により職員の意見を反映させている。教員育成指標に基づく研修計画にてそれぞれのキャリアに応じて研修を実施するなど職員の教育・研修の拡充を図っている。		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> 公設ということで経営の全般的なことはこども園課が実施しているが、園として職員の事務時間の調査を実施している。事務時間、休憩時間調査が実施され、園長会義で共有。人員配置は全体的計画の中で園務分掌について整理している、育児短時間の職員について分掌や担任をつけない等の配慮している。個別相談で希望を確認して産休希望や不妊治療（休みを取りやすくしている）を実施しているなど職員への配慮が確認できた。消耗費の振込費用が増加になったことなどについて朝の打ち合わせで職員へ伝えるなど経営の部分で職員の意識を形成するための取組も行っている。保育の質の向上などはされているが、経営の改善や業務の実効性を高めるための具体的な体制について不十分。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 条例により園児の人数に応じて人材の確保数が決められ、採用活動を実施している。人材育成についても静岡市教員育成指標に方針が記載されている。毎年度園児の数に合わせて職員配置計画が出されるが具体的な計画としては不十分。計画にもとづいた人材の確保については会計年度職員についてはスケジュールがあり共有されている。配置された人数に対して確保が不十分だが引き続き募集をしている。ハローワーク、市のHP、園にて掲示などしている。職員に紹介してもらうように声掛けしているが、SNSやインターンシップの活用などは確認できず効果的な福祉人材確保としては不十分。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 期待する職員像については静岡市教員育成指標にて記載されている。人員基準は規定されているが、職員への周知が不十分。職員の専門性や職務遂行能力の評価については、行動評価シートや個人業務シートにて成果指標や貢献目標の記述欄があり評価されている。処遇改善の必要性の評価・分析について個別面談にて意向確認はしている。評価・分析までは至っていない。個別面談で把握した職員意向をもとに配置を考慮。実際の業務についての意見を取り入れて業務負担を軽減するなどの改善も確認できた。職員のキャリアアップとしては静岡市教員育成指標に記載していたり、市のサイトに職員自身のキャリア（受けた研修）を入力して自身のキャリアアップを実感する仕組みも活用している。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント>		

職員の労務管理に関する責任体制についてデータ管理の権限が園長となっており、他の職員では確認ができないようになっているが、職務分掌の中では確認できなかった。職員の有給休暇や時間外労働について毎月月末に園長がデータを確認し把握している。ワークライフバランスについては、休暇の少ない職員には園児が少なくなる日にお休みが取れるように声掛けをするほか、休暇を取りたい希望があれば100%とれるようにしている。職員に向けて定期的な健康診断とストレスチェックを年1回実施している。職員へは定期的な個別面談を実施している。福利厚生について個別の希望は聞いているが福利厚生への反映までは不十分。その他、ハラスメント撲滅宣言を各自記載することや研修を実施し働きやすい職場作りを吸進めている。また、組織の魅力を高める取組として、専門性を高める指導やサポートしている。質の高い学べる体制を意識して運営している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> 職員一人ひとりの育成について、「期待する職員像」が静岡市教員育成指標に具体的に記載されており、職員にも周知されている。職員一人一人の目標管理については個別面談票や個人業務シートにて具体的な目標設定がされている。個人業務シートや組織重点目標シートなどに職員それぞれの目標項目、水準、期限など記載されており、毎年個々の目標設定の確認、中間面接により進捗確認がなされ、年度末自己評価及面談を行い、達成度を確認している。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<コメント> 職員の教育、研修に関して、静岡市教員育成指標にて「期待する職員像」が明示されている。指標の中には経歴ごとに必要とされる技術について明記されており、職員にも周知されている。全体的な計画の中に研修計画も作成されており、作成された計画に基づき研修が実施されている。静岡市主催の階層別研修、こども園課主催の職務別研修、園内研修とし確認できた。研修の評価も都度実施されており、次年度の研修計画に反映されている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<コメント> 職員一人ひとりの育成として、職員個別の知識や技術水準等の把握について毎年資格取得状況の確認を実施し一覧を作成して把握されている。新人や中堅職員についてもそれぞれに課題に合わせて個別のOJTが実施されており、本人の意向や振り返りなども記載されて対応されている。こども園課や園長会主催の研修において、特別支援、健康、表現、言語、養護、研修など、専門知識を学ぶ機会を提供している。外部研修についても職員に向けて特に必要性が高い職員には個別の情報提供を実施し、全体にも回覧により参加を推奨している。また、実際の研修に参加がしやすいように研修参加により人手が少なくなったクラスの人員配置を配慮するなど工夫している。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について 体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
〈コメント〉 実習生等の研修・育成についてマニュアルにより手順などは整理されているが基本姿勢についての記載は不十分。大学や短期大学など複数の学生を受け入れている、クラスに入って実習を受けてたり、保育の見学をするなど対象や学校の要望に合わせてプログラムを提供している。指導者に対する研修については不十分。実習生は事前の課題や抱負を資料として事前に提出してもらい、オリエンテーションを実施してプログラム内容を決めている。実習の中間のタイミングで学校の先生が来園し状況の確認やメモなどで連携は行われている。学校側の課題も考えられるがプログラム整備や継続的な連携という点で学校側との連携は不十分。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ホームページに理念や基本方針、保育の内容など掲載されている、静岡市の広報にて静岡市全体の事業計画等が載っているが園の事業計画や報告、予算、決算については掲載されていない。苦情、相談の体制や内容について保護者向けには発信している。静岡市に苦情があり、こども園課の判断で公表している。そのほか、苦情の内容により便りにて返答を返している。第三者評価については今回が初の受審となり以前の公表は無い。理念や基本方針等について中学区教育運営委員会、児童館の評議員、学習センターの運営委員に参加するなどして園の紹介や園として協力できること含め共有している。また、小学校や幼稚園、児童館、交番などに便り、保育案内、ランドデザイン、地域版お便りなどを配布している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> 経理、取り引きなどに関するルールは静岡市の方針に従っている。その他、事務処理基礎研修、契約事務研修（委託業務や物品調達）を毎年度実施し、その資料がマニュアルとして活用されている。内部監査は受けているが、内部監査の項目として事務、経理、取引についての記載が無く不十分。こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援は受けていない。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 地域との関わりや社会資源の活用について、全体的に適切な取り組みが行われている。地域との関わり方に関しては、基本的な考え方が文書化され、計画として示されており、方針が明確である。社会資源の情報提供では、外部パンフレットの配布や設置、園内のおしゃべりサロンを活用した発信が行われており、保護者が必要な情報を得やすい環境が整っている。地域行事や活動への参加については、支援が必要な児童に対し、支援員が派遣される体制が確立されている。また、職員やボランティアの支援体制も整っており、適切に機能している。さらに、敬老会や神社の祭り、地域の小中学校、商店、児童館などと定期的に交流が行われており、地域との関係が継続的に築かれている。個々の子どもや保護者のニーズに応じた社会資源の活用についても、保健センターの専門職による健康情報の提供や、児童発達支援施設、町内会の催し物の活用が進められている。情報の掲示や配布を積極的に行い、保護者がアクセスしやすい環境が整備されている。		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
＜コメント＞ ボランティア受入れに関する基本姿勢については、明文化されておらず、要望があれば受け入れる形となっている。ボランティア受入れの手続きや配置に関しては、保育実習資料を活用して説明が行われ、副園長が担当し、園務分掌にも記載されているため、一定の整備がされている。ボランティアの研修や支援については、オリエンテーションは実施されているものの、交流を図る視点での研修や支援は不十分。地域の学校教育等への協力については、全体的な計画の中で小学校教育との連携が明文化されており、要望があれば受け入れる形で対応している。学校教育への協力については、園長が安東中学校の小中一貫教育運営委員会に参加。全体として、ボランティア受入れや学校教育への協力は一定の取り組みが見られるが、基本姿勢の明文化や研修・支援の充実が不十分。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
＜コメント＞ 地域の関係機関・団体に関する社会資源の明示については、リストや資料が作成され、職員間で共有されており、全体的な計画のもとで運用されている。特に、虐待対応に関する資料は4月に全職員へ配布されており、体制が整っている。関係機関・団体との定期的な連絡会については、中央ブロック子育て支援連絡会や中学校小中一貫教育運営委員会などを通じた関係構築が行われている。一方で、地域の共通課題に対して協働し、具体的な取組を進める点では不十分。地域に適当な関係機関・団体がない場合のネットワーク化についても、子どもや保護者のアフターケアを含めた取り組みについては確認できなかった。家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応については、要保護児童対策地域協議会への参画や、児童相談所など関係機関との連携が確保されている。療育関係や虐待対応のネットワークが形成されており、児童相談所への報告を通じて連携の実績が確認されている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
＜コメント＞ 地域のニーズや生活課題の把握について中央ブロック子育て支援連絡会、中学校小中一貫教育運営委員会、生涯学習センター運営委員会、児童館運営委員会などに参加しているが、地域の福祉ニーズや生活課題の具体的な把握については、十分な取り組みには至っていない。こども園の持つ機能を地域に還元する取り組みとしても、関係機関・団体との連携や民生委員・児童委員等との定期的な会議に参加しているものの、地域の具体的な福祉ニーズの把握には課題がある。一方、地域住民に対する相談事業については、おしゃべりサロンや園見学を通じて子育て相談が実施されており、地域住民の参加も多く見られる。相談機能については一定の取り組みが行われている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
把握した福祉ニーズ等に基づく具体的な事業・活動の計画については、食育に関する年間計		

画は存在するものの、福祉ニーズに基づいた計画とはなっておらず不十分。地域コミュニティの活性化やまちづくりへの貢献については、地域のお祭りや敬老会への参加が行われている。福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報の地域還元については、高校での高校生保育講話や、小学校との幼小架け橋プログラムを通じた乳幼児の育ちに関する情報提供が行われている。また、大学・中学・高校の幼児講習授業において、幼児の興味・関心や発達に関する情報提供を行っている。地域の防災対策や被災時の支援に関しては、乳幼児指定避難所の役割を担っており、一定の取り組みが行われている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
＜コメント＞ 理念や基本方針には、子どもを尊重した保育の実施が明示されており、4月の全体会議や不適切な保育防止のためのマニュアルを通じて、職員の理解と実践が図られている。倫理綱領や規程の策定についても、人権擁護のためのセルフチェックを実施するなどの取り組みが行われている。子どもを尊重した保育の基本姿勢は、保育の標準的な実施方法に反映されているが、定期的な状況の把握や評価に関しては園評価や人権擁護のためのセルフチェックが実施されているものの、十分ではない部分もある。子どもが互いを尊重する心を育てる取り組みとしては、毎日の保育の振り返りや月案指導計画を通じて実践が進められている。保護者に対しても、人権や文化の違い、性差への対応についての方針が説明されており、園長が作成した保護者説明会資料やパワーポイントを活用した説明が行われている。グランドデザインには、「多様性を大切にしたい園経営」や「子ども一人ひとりの個性を尊重する」などの方針が示されており、年度当初の保育説明会での理解促進の取り組みも確認できる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
＜コメント＞ プライバシー保護に関する取り組みが進められているが、規程やマニュアルの整備が不十分。職員向けの研修については、4月の全体会議やエスナビを活用した研修が実施されており、プライバシー保護の理解促進が図られている。また、年に4回個人情報セルフチェックを行い、静岡市のリスク分析及び対応チェックリストを活用して、プライバシーが守られているかの確認を行っている。プライバシーに配慮した保育の実施についても、チェックリストを活用した確認作業は行われている。設備面に関しては、カーテンなどの工夫によって外部から見えないよう配慮がされており対策が取られている。子どもや保護者へのプライバシー保護に関する周知については、個人情報保護方針は周知されているが、プライバシー保護そのものに関する周知は不十分。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
＜コメント＞ 理念や基本方針、保育内容などを紹介する資料については、地域版お便りの発行はあるものの、公共施設等の多くの人が入手できる場所に設置されておらず、広く周知する仕組みが整っていない。子ども園の紹介資料に関しては、パンフレットの見やすさは確保されているが、ルビの付与がなく、障害のある人や外国籍の人への配慮として不十分。利用希望者への説明については、園要覧や季刊チラシを配布し、40分程度の見学説明が行われている。見学希望者への対応としては、年間150件の見学を受け入れており、積極的な対応がなされている。		

利用希望者への情報提供に関しては、園要覧や季刊チラシを活用し、ホームページも年４回更新されるなど、適宜見直しが実施されている。		
31	Ⅲ-１-(２)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
＜コメント＞ 重要事項の確認や説明資料の活用については、園長が作成したパワーポイントやグランドデザインを用いた説明が実施されており、内容が視覚的に分かりやすく工夫されている。説明の際には、保護者が理解しやすいように言葉遣いや表現にも配慮し、適切な方法で情報提供が行われている。保育の開始や変更の際は、保護者の同意を得るための手続きを整え、書面に記録を残すことで、内容の共有が確実に行われている。また、年間を通じて必要な情報を適宜提供し、保護者が安心して利用できる環境を整えている。特に配慮が必要な保護者への説明については、個別の対応は行われているが、説明の方法や運用については統一的なルール化はされていない。		
32	Ⅲ-１-(２)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
＜コメント＞ 保育の継続性や利用終了後の対応について、一定の取り組みが行われているが、相談体制の整備が確認できない点がある。こども園等の変更時には、静岡市立こども園園児指導要録に基づき、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書が定められている。一方で、こども園の利用が終了した後に子どもや保護者が相談できる担当者や窓口は設置されていない。また、卒園後の相談に関する説明や担当者の明示も行われておらず、文書による案内も確認できなかった。		
Ⅲ-１-(３) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-１-(３)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ 日々の保育の中では、保育の振り返りを実施し、職員が児童と直接対話することで、子ども自身の満足度を把握する機会を設けている。これにより、日常の保育活動の中で子どもたちの意見や要望を反映しやすい環境が整えられている。保護者に対しては、毎年１２月にアンケートを実施し、翌１月には結果を公表することで、利用者の声を定期的に収集・共有している。また、PTA活動の一環として年に３回程度の保護者会が開催されており、園からは園長が出席する形で意見交換が行われている。これにより、保護者の考えや要望を直接把握する機会が確保されている。利用者満足に関する調査の結果については、副園長がまとめ、公表を行っている。検討会議の設置はされていないが、アンケート結果に基づき、具体的な改善が進められている。例えば、保護者から「子ども同士の普段の様子が見たい」という要望が寄せられたことを受けて、参観会の際に子どもたちが遊んでいる様子を２階から見るができる企画を実施し、保護者の関心に応じた対応を行っている。これらの取り組みを通じて、子どもや保護者の満足度を把握し、それを日々の保育運営に反映させる仕組みが機能している。		
Ⅲ-１-(４) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
〈コメント〉 苦情解決の体制について、適切な仕組みが整備されている。苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員の設置が行われ、保護者に対してはポスターや重要事項説明書を通じて周知が図られている。苦情解決の仕組みについても、掲示物による説明が行われており、保護者に対して資料の配布も実施されている。苦情申し出の方法としては、苦情記入カードは設置されていないが、行事ごとにアンケートを実施し、保護者の意見を収集している。また、玄関に意見ポストを設置することで、匿名での意見提出も可能となっている。提出された苦情や意見については、受付から解決までの記録が適切に管理されており、苦情受付書やアンケート結果を玄関にファイルし、個人情報に配慮した上で誰でも閲覧できる形で保管している。内容としては、子どもへの対応方法や説明不足に関するものがあり、申し出者には事実確認後、速やかに改善の対応がなされている。苦情内容に関する検討や対応策については、保護者へフィードバックが行われており、申し出者には直接回答を行っている。ただし、ホームページ等を活用した公表は行われていない。苦情相談内容をもとにした保育の質の向上については、職員会議や朝の打ち合わせで共有し、改善の取り組みに活かしている。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 保護者が相談や意見を述べる機会を確保するための取り組みが行われている。相談方法や相談相手を自由を選べることをわかりやすく説明した文書が作成されており、目安箱の設置や重要事項説明を通じて周知されている。これにより、保護者が相談しやすい環境を整えている。保護者向けの案内文書は、玄関などの分かりやすい場所に掲示され、目に留まりやすい工夫がされている。掲示物を活用することで、保護者が相談に関する情報を簡単に得られるようになっている。相談しやすい環境づくりにも配慮されており、園長室が相談スペースとして活用されている。カーテンで仕切ることによってプライバシーに配慮した空間が確保され、落ち着いて相談ができるよう工夫されている。また、毎日の降園時にも保護者が気軽に相談できる雰囲気作りが行われており、日常的に相談しやすい環境が整えられている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 職員は、日々の保育の中で保護者が相談しやすい環境を整え、意見箱の設置や行事ごとのアンケート実施を通じて、保護者の意見を積極的に収集している。意見箱は定期的に確認され、保護者の声が反映される仕組みが構築されている。また、アンケートは行事ごとに実施され、収集された意見は園内で共有されるなど、保護者の意向を把握するための工夫がなされている。相談や意見を受けた際の対応については、苦情マニュアルや苦情解決に関する要綱が整備されているものの、相談や意見を受けた際の記録方法や報告手順、対応策の検討などに関する詳細なマニュアルの整備は十分ではない。職員は、降園指導時に保護者からの相談や意見をその場で対応し、日報を通じて情報共有を行っている。しかし、対応の迅速性についての記録は確認されておらず、改善のプロセスが体系的に整理されているかは明確ではない。保育の質の向上に向けた取り組みとしては、行事ごとのアンケートの実施や日報、打ち合わせでの情報共有が行われ、保護者の意見が園の運営に反映されるよう努められている。アンケートの結果は職員間で共有され、保護者からの意見に基づいた改善策が検討される。また、日報や定期的な打ち合わせを活用し、職員同士が情報を共有することで、園全体の保育の質を向上させる仕組みが整えられている。こうした取り組みにより、保護者の意見を積極的に取り入れ、保育環境の改善につなげる工夫がされている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント> リスクマネジメントに関しては、職員分掌の中でヒヤリハット担当を配置し、一定の管理体制が整備されている。事故発生時の対応については、4月の全体会議で静岡市立こども園事故防止安全マニュアルが配布され、職員への周知が行われている。子どもの安全確保に向けた事例収集については、他園の事故報告が収集され、情報共有が行われている。ヒヤリハットについては現在収集が進められているが、分析や改善の取り組みには至っておらず、職員間の共有は朝の打ち合わせのみとなっている。職員研修については、こども園課や静岡市教		

育育成研修を活用し、安全確保・事故防止に関する研修が実施されている。施設や遊具の安全点検については、定期的に点検が行われ、結果が報告されている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
＜コメント＞ 感染症対策に関する取り組みが実施されているが、一部整備が進んでいない部分もある。管理体制については、責任と役割を明確にした文書が不十分。感染症の予防および発生時の対応に関しては、ガイドラインの最新版が用いられ、職員への周知が行われている。また、嘔吐対応マニュアルが令和6年4月に作成されており、適切な対応策が準備されている。感染症予防に関する研修・勉強会については、感染症クラスター対策マニュアルが整備されているものの、定期的な勉強会の開催は十分ではなく、知識の更新や職員の理解を深める機会が限られている。感染症発生時の対応については、発生状況の確認が適切に行われ、必要な措置が講じられている。また、保護者への情報提供に関しては、連絡ノートや電話を通じて報告が行われており、迅速な共有が図られている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
＜コメント＞ 災害時の対応体制については、全体的な計画の中に明記されており、職員への周知が行われている。立地条件を考慮した災害対策として、対応マニュアルは整備されているが、保育を継続するための具体的な対策は講じられていない。安否確認の方法については、保護者との連絡手段としてアプリが使用されているが、職員間の連絡方法については明示されていない。食料や備品類の備蓄については、リストが作成され、栄養士が管理を担当している。防災訓練については、年2回消防と連携し、実施されている。また、地域の行政機関や福祉関係団体とも協力し、訓練が行われている。全体的に防災対策が進められているが、保育継続のための備えや職員間の連絡手段についての整備は進んでいない。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
＜コメント＞ 標準的な保育の実施方法がまとめられている文章については、乳児保育手順マニュアル、事故防止安全マニュアル、保育改善資料、障がい児保育の手引きなどを活用している。子どもの尊重やプライバシー保護についても各種文章があるが、標準的な実施方法とのつながりとしては不十分。個別の指導については個人目標シートやOJTとして実施されている。標準的な実施方法の確認については園評価があり定期的に評価はされている、また配慮が必要な児童に対しての対応も柔軟に実施している		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
＜コメント＞		

標準的な保育の実施方法がまとめられている文章については、乳児保育手順マニュアル、事故防止安全マニュアル、保育改善資料、障がい児保育の手引きについてそれぞれの策定年度が異なり、更新されていない期間が長いものもあった。定期的を実施する公開保育や園評価、学校関係評価委員会等により実際の保育の見直しを行っている。その他、職員の自己評価や保護者アンケートなどで意見や提案を反映するようにしている。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
----	--------------------------------------	---

<コメント>

指導計画の作成においては、乳児の個人指導計画はこども園課からの指導を受け、障害児の指導計画については障害児保育手引きのサポートプランに沿った手順が定められ、適切に運用されている。さまざまな職種の関係職員が関与し、必要に応じてこども園以外の関係者も参加することで、子どもの状況に応じた支援が行われている。ただし、3歳時以上の園児に対するアセスメントは不十分。全体的な計画に基づき、子どもや保護者の具体的なニーズを反映した指導計画が作成されており、乳児や障害児保育に関してはサポートプランに基づいた計画が策定されている。指導計画の振り返りや評価についても仕組みが構築され、機能している。支援困難なケースについては、11名の障害児を受け入れ、関係者会議を開催し、専門家と協議しながら適切な保育を提供している。園全体として、指導計画の作成、実践、評価のサイクルが確立され、保育の質の向上に向けた取り組みが進められている。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
＜コメント＞ 指導計画については各クラス日・週・月で評価を行い次の計画につなげている。年度末には年の振り返りを行い、各自の自己評価、園評価、学校評議員会の評価、利用者（保護者）アンケートにより保護者の意向を把握して指導計画の見直しを行っている。指導計画の見直しについては、組織的な仕組みや職員周知の手順が定められており、評価結果を次の指導計画作成に活かしている。しかし周知状況に差がある。また、静岡市の全体的な計画作成の指針において、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みも表記されている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
＜コメント＞ 子どもの発達状況や生活状況については、静岡市の所定書式を使用し、統一された形式で記録が行われている。個別の指導計画に基づく保育の実施についても、記録を通じて確認が可能な体制が整えられている。記録の統一性を確保するため、1週間ごとに園長・副園長が確認を行い、サポートプラン作成時には個別指導も実施されている。情報の流れについては、園長・副園長に直接伝達される仕組みがあり、情報が適切に管理・共有されている。情報共有を目的とした会議も定期的に開催され、全体会議が年間を通じて複数回実施されるほか、毎月の職員会議、幼児会議、乳児会議、さらに毎日の朝の打ち合わせなど、継続的な情報共有の場が設けられている。また、コンピュータネットワークや記録ファイルを活用した情報共有の仕組みも整備されている。園長・副園長のパソコンと一部のパソコンには共有フォルダがあり、朝の打ち合わせ用書類が職員室の中央に配置され、記入や閲覧が容易にできる環境が確保されている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
＜コメント＞ 記録管理責任者を園長とし、年度当初の職員会議で個人情報規定について周知し、リスクチェックシートを用いて、順守している。記録の保管などについて静岡市個人情報保護条例に基づき、市で定められた文書管理簿や廃棄文書の指定に沿って行っている。廃棄の方法は市で定められた方法で溶解文書にまとめて年1回処理。個人情報を持ち出す時は記録（確認済）をしている、連絡袋もダブルチェックを実施している。教育研修等として職員に対してwebセミナーの受講を促している。加えて定期的にセルフチェックを実施。保護者へは、重要事項説明書及び入園説明会で個人情報の取り扱いについて説明している。		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A－1 保育内容

		第三者評価結果
A－1－(1) 全体的な計画の編成		
A①	A－1－(1)－① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a
<コメント> 全体的な計画について、こども園教育・保育要領や静岡市立こども園における教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画の作成・実施に係る指針、安東こども園の理念、方針、目標を踏まえて作成されている。また、全体的な計画は子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成されており、計画作成について、保育に関わる職員が参画して作成している。また、支援の必要な子どもも在籍している定期的に実践評価・園評価もされており、継続的に保育がされている。また、計画作成については、関係する職員が参画している		
A－1－(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A－1－(2)－① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント> 各部屋ごとに室温、湿度のチェック表が置いてあり、午前 10 時、午後 2 時の 2 回チェックしている。薬剤師による、ホルムアルデヒド、換気、採光等の定期検査が行われている。換気も行われている。加湿ができる空気清浄機が各部屋に配置されている。ただ、空気清浄機が置いてある場所の近くに物がたくさん置いてある。家具や遊具は安全に配慮されており、クラスごとに工夫をされている。重い物は手の届かない場所に置いている。子どもたちが楽しく遊ぶことができる工夫はされているが、各部屋、乱雑な部分があり、物が多く、整理整頓不十分な部分が見られた。おもちゃなどの衛生管理は規定通りに消毒を行う事ができている。手洗い場、トイレは明るく、清潔に保たれ、広さにも配慮され子どもが利用しやすい場所になっている。		
A③	A－1－(2)－② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 入園時に保護者が記入した児童票、保健調査票や面談時に確認した内容など家庭環境や生活リズム、発達状況など確認し、情報方共有ができています。言葉で言えない子どもや言葉で表せない子どもに対して職員が寄り添い、気持ちを汲み取る配慮がされている。両親が働いているこどもに対しては特に注意を払っているなど子どもそれぞれの状況に配慮した保育がされている。園内研修で他のクラスを見て自分のクラスの活動、対応等に活かすようにしている。一時預かりの子どもについても在園児と同じように対応している。できるだけ時間に余裕をもるようにして、急かさなくてよいような時間割にするなど工夫している。		

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 生活に必要な基本的な生活習慣を身につける事ができるよう、子どもたちひとり一人に合わせて関わるようにしている。1歳児は外に遊びに行くときに靴下や帽子を自分の物を自分の所から取り出して着用できるよう配慮している。ハミガキや手洗いなど基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、紙芝居など子どもたちにわかりやすいように伝えている。また、配慮の必要な子どもに対しては絵やカードを使っている。子どもたちが遊びに夢中になり過ぎている時など、子どもたちの様子を確認しながら適宜休息をいれるなどしている。月案に生活習慣の項目があり、目標を立てている。生活習慣の個々の達成度の記録を実施している。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 育成目標に「心豊かに自ら作り出す子」、卒園目標に「すすんで遊びをつくる子」、重点目標に「やってみよう もっとやってみよう」、研修テーマに「出会い・つながり・広がりをつくる援助」を掲げ、目標に沿って月案、週日案を作成し、PDCAサイクルに基づき実践を行っている。園庭にはたくさんの遊具を準備、高い所の下にはマットを敷いていたり、雨の日でも体を動かせるようにホールがあったり、保育室も机の配置等を工夫するなど遊びの中で体を動かしやすいようにしている。人間関係の構築について大人が仲介するが、決めつけではなく子供が考えるように促しながら社会的ルールや態度を身に着けるように配慮している。年齢に合わせた具体的な遊びを月や週の指導計画に盛り込み、1日の中で外で遊ぶ時間を作っていることに加えて、遊びの中で自然に触れ合う、季節に合わせた遊び（秋探し散歩など）、園内、園外含め自然と触れ合うことができるようにしている。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 乳児棟がある。幼児とは別の出入り口が設置されている。0歳児は特定の大人との関わりの中で「安心して過ごす」とし、指導計画を作成している。ひとり一人の生活リズム（睡眠、食事等）に合わせて、安心できる環境（乳児（0～2歳児）クラスは別棟）を作り、保育実践をしている。状況を見ながら離れすぎないように子どもとの距離に気をつけながら実践をしている。園内研修で、乳児についての研究保育を行い、環境や援助について全体で考える機会を作っている。ひとり一人の成長、発達、興味、関心に合わせて音や感覚あそびなどのおもちゃ、かわりなどをしている。日々あった事を連絡ノートやアプリで保護者に伝え、保護者と情報共有をしている。保護者からも家庭であったことなど記載してもらい情報共有を行っている		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント>		

1 歳児は、安心できる大人とのかかわりの中で、色々な事に好奇心を持って遊ぶとし、指導計画が作成されている。0 歳児と一緒に部屋で安心できる職員が見守る中で体を動かすことができるようにしている。2 歳児は、自分の思いを仕草や言葉で表現しながら、好きな遊びを楽しむとし、指導計画が作成されている。子ども同士のかかわりが持てるよう職員が間に入り子ども同士がかかわりをもてるようにしている。七夕の集い、クリスマス会などの行事、避難訓練、縦割りグループや遊びの中で異年齢交流を計画的に行い、日常生活の中でも自然と交流できるようにしている。地域の人達とのかかわりは園外に散歩に行った時などに地域のお店に寄ったり児童館、公園などに行った時などにかかわりが持てるようにしている。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
〈コメント〉 3歳児は、「自分の好きな遊びを見つけ、繰り返し遊ぶことを楽しむ」を学年目標とし、月の指導計画を作成し、子どもが興味関心を持って活動が取り組めるようにしている。園外に散歩に出かける時は友達と手をつないだり、自分で歩いたりする喜びを味わったり、歩くときの簡単な約束を知るなど社会性を身につけるようにしている。4歳児は、「自分の思いを伝えながら、友達と一緒に遊ぶことを楽しむ」を学年目標とし、月の指導計画を作成している。クラスの中に子どもたちが協力して作った遊び道具があり、日々進化させている。園外に出かける時は友達と一緒に出かけることを楽しむことができるようにし、交通ルールや公共の場の使い方などを知る機会としている。5歳児は、「友だちと思いを伝え合い、遊びをつくり進めていく中で充実感を味わう」を学年目標とし、月の指導計画を作成している。大人のかかわりを少なくし、子ども同士で話し合いをしながら活動に取り組む事ができるようにしている。また、子どもたちが小学校での生活に期待が膨らむように小学校のビオトープや校庭に出かけたり、小学校の様子を写真で見せたりしている。園での活動を園だよりなどで家族に伝えたり、地域へのお便りを作成し、近隣の小学校や公共施設等に配布、掲示をお願いしている。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
〈コメント〉 スロープあり、廊下は広い、部屋は広く対応ができる環境になっている。保護者と面談をし、年4回個別支援計画(サポートプラン)を作成している。家庭との連携を密にして情報共有をしている。ミニトマトの会を作り、小集団での活動を行っている。加配担当職員が集まり、支援児の様子、課題、支援方法等について学期に一度話し合う機会を作っている。話し合った内容については職員会議や回覧にて全体に共有をしている。また、子どもの通っている言葉教室に年1回見学を実施したり、こども園等訪問を利用している子どももいる。外部のサポート(こども園等訪問や巡回療育等)を受けている。外部のサポートを受けているが、障害特性を理解し、支援につなげていくことについては不十分。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
〈コメント〉 子どもたちの在園時間に合わせて、子どもの活動が途切れないようにしている。保育時間が長いこどもについては活動量を調整している。遅番の時間帯では子どもの人数により過ごす場所を調整してゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。年齢の異なる子どもと一緒に過ごす機会として外遊びがあり自然と交流するように配慮している、また部屋の中でも年長さんが年少さん等を誘いに行くこともあ。18時には軽食の提供を実施。子どもの引継ぎができるよう各学年で早番、遅番用の引継ぎノートがある。しかし、早番、遅番が家族からの引継ぎ、家族への引継ぎを時々忘れてしまう事がある。直接保護者に伝えたいことがある場合については、担任が伝えるようにしている。		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
〈コメント〉 架け橋プログラムを基本にアプローチカリキュラムを作成し、小学校以降を見通した保育を行っている。計画の中に小学校との連携を位置づけし、スムーズに移行できるように計画が立てられている。小学校教育との連携を中学校区小中一貫関係者会議(年2回)、近隣小、中学校との合同研修・交流、他校の授業公開への参加、園児・生徒との交流を計画的に実施している。子どもには、小学校での生活の見通しが持てるように近隣小学校のビオトープに散歩に出かけたり、小学校の写真を見せて、小学校での生活に期待が持てるような機会を作っている。保護者には参観懇談会時に就学を見通しての話をしたり、小学校区に分かれて懇談会の時間を設けている。年度末には担当が静岡市立こども園園児指導要録を作成し、園長が確認している。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
〈コメント〉 静岡市こども園事故防止マニュアルをもとに園児の健康状態を把握し、健康管理に関するマニュアル、健康指導計画に沿って対応している。入園時に児童票、保険調査票に発育について、かかりつけ医、既往症、予防接種状況を記入してもらい、子どもの健康に関する情報を得ている。定期的に予防接種の状況等、新しい情報を追記するようにしている。子どもの体調悪化、すべての怪我(大小関わらず)について、保護者に伝え、経過観察が必要な怪我については事後確認もしている。怪我の場合には事故報告書を作成し、原因、今後の対応について職員間で話し合いをするようにしている。乳幼児突然死症候群に関する資料を家庭、職員に配布し周知をしている。乳児の睡眠時にはベビーマットを使用したり、睡眠チェック表をつけ、事故が起きないようにしている。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
〈コメント〉 発育測定は毎月行い、健康診断票に記録している。内科健診、歯科検診は年2回、視力検査、耳鼻科健診は年1回行い、受診を勧める場合のみ、診断結果のお知らせを配布している。保健指導計画を作成し、子どもたちにわかりやすいように、早寝早起き、手洗い、歯磨き、体についてなど健康な生活リズムを身につける、自分の健康に関心をもつことができるように伝えるような活動ができています。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
〈コメント〉 アレルギーの対応についてはマニュアルが整備されてる。アレルギーについては対応マニュアルに沿ってアレルギーがある場合には医師管理指導票を提出してもらい、指導票に沿って対応している。食事を提供する際には手順があり、専用トレイにのせ、区別がつきやすいようにするなど、ミスが起これにくいようにしている。アレルギー、慢性疾患等の必要な知識、		

技術は職員により違いがあり、不十分。アレルギー、慢性疾患等についての理解を図る取り組みについて、子どもたちにはわかりやすく、日々の活動の中で伝えるようにしているが、保護者には年度初めの説明会時に説明をしているのみで不十分。

A-1-(4) 食事

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
-----	----------------------------------	---

<コメント>

毎月「食育の日」を設定し、食に関する指導計画を作成している。毎月、絵本をテーマにした絵本給食を実施。調理員がクラスへ給食巡回をし、子どもが楽しく食事ができるよう工夫をしている。食に関する興味や関心が広がるように野菜の栽培やクッキング、地域の人材を活かした食育活動（お米屋さんにお米の話しをしてもらう等）を行い、その様子を食育だより、園だよりなどで各家庭に伝えている。食育の活動については毎月玄関に掲示している。毎日、給食メニューを玄関に展示し、家族に伝えている。子どもたちが使う食器については陶器の物を使用し、子どもの体形に合わせたテーブルを使い、各教室ごと安全で落ち着いた雰囲気の中で食事が行えるようにしている。子どもが自分で食べられる量を職員に伝える事で「全部食べる事が出来た」という事を得られるようにしている。また、野菜栽培をする事で「自ら食べてみたくなる」食への興味・関心が持てるような食育活動をしている。

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
-----	---	---

<コメント>

担任と栄養士、調理員を交えた献立会議を毎月実施し、発育状況に応じた給食提供を行っている。絵本給食・世界の料理（令和6年度のテーマ）、行事食を献立に入れ、子どもたちが食に対する興味を持つことができるよう工夫されている。年度初めに嗜好調査を行い、献立作成に反映をしている。食育だよりを発行し、家族にも行事食や園での食事に関する情報を発信している。その日の食事を玄関に展示して食事内容を知らせている。衛生管理はマニュアルがあり、マニュアルに基づき管理されている。チェック表、検査等の書類も残されている。残食チェックはしているが、何がどの程度残っていたかなど細かなところまではチェックしていない。

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 朝の受入の時やアプリや連絡帳で体調等の確認をしている。日々の子どもの様子は毎日保育内容を記載した書面を掲示したりお便りで知らせている。保育説明会や懇談会を行い、保育の意図や保育内容、子供の成長など理解を得やすい環境を整えている。保育参加期間を設け、保護者が参加しやすいように設定している。また、年2回面談を行う。1回は希望者のみ面談を実施し記録。次年度の引継ぎでも見られるようにしてある支援児については年4回実施している。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 登降園児に挨拶に加えて一言を心掛け、保護者とのコミュニケーションを大切にし、相談しやすい環境を整えている。保護者からの相談に対しては、年度当初の職員会議で職員には周知し、相談に対しては複数人で行い、一人に対応しないようにしている。相談内容、子どもの様子については記録が残されている。子育て支援に有効な情報は玄関に掲示したり、お知らせやお迎え時などに伝えている。相談体制は整えているが、相談ケースは少ない、職員が多忙に見えるため遠慮している様子が見られる。また、職員によってもスキルに違いがある。		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 家庭での虐待等権利侵害が疑われる場合の体制はマニュアル、フローチャート等が整備されている。登園時に子どもの様子を観察、ケガや痣などがいないか確認し、ケガ等があった場合には保護者に確認を行うようにしている。また、着替えの時に痣や傷がないか確認をしている。状況に応じて傷がある場合には写真を撮るなどしている。気になることがある場合は一人で判断するのではなく、複数人で確認するようにしている。虐待防止のための措置として虐待防止に関する責任者を置き、定期的に全職員に対して、虐待等権利侵害に関する基礎知識研修を行っており、虐待等権利侵害に対する意識向上に努めている。		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

<コメント>

日々の保育の記録を行い、実践や子どもの心の育ちを振り返る機会をもっている。個人業務シートや行動評価シートなども使い、保育実践の振り返り（自己評価）を前期、後期とを行い、組織的・継続的な改善を図っている。保育士の自己評価の結果を、園内研修でお互いの共有、話し合いが行われている。加えて園評価も前期、後期に行い、改善策など次年度に繋げる取り組みを行っている。